

1. 富士見市自治基本条例

(1) 制定までの経過

- ・平成12年4月

「地方分権一括法」の施行

地方分権の進展により、市町村は自己決定、自己責任の下、それぞれの地域の特色をいかしたまちづくりが行えるようになる。

- ・平成14年度

庁内における研究活動を実施

市政への市民参加の現状や課題、今後のあり方、まちづくり条例（自治基本条例）制定の必要性などを検討。

- ・平成15年度

富士見市自治基本条例制定に向けた検討

職員構成の「協働のまちづくり検討委員会」及び市民構成の「協働のまちづくり市民検討懇談会」を設置し、協議・検討。

- ・平成16年4月1日

富士見市自治基本条例施行

(2) 制定後の動き

○市民参加・協働の推進体制の整備

市民参加や協働に関する施策の企画や実施、評価（検証）を行い、質的な向上を図っていくために、「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」（市民構成）及び「富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会」（職員構成）を設置。

○自治基本条例の見直し

自治基本条例第28条に基づき、社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているか、5年を超えない期間ごとに見直しを行う。

- ・平成20年11月提言書提出

課題は残すものの、条例改正には及ばないとの結果となった。

- ・平成25年11月提言書提出

市民自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されているということで、条例自体の修正及び変更の必要はないとの結論に至った。

- ・平成30年11月提言書提出

市民参加・協働を基調とした基本的理念について適切に表現されていることから、特に修正及び変更の必要はないという結論に至った。

- ・令和4年11月提言書提出

市民参加及び協働のまちづくりを推進するうえで必要な基本事項が規定され、社会情勢の変化にも柔軟な対応も可能とされていることから、改正の必要はないという結論に至った。

○協働事業提案制度の検討

市民の市政への参画を推進するため、市民が市と協働して実施する事業を提案する「協働事業提案制度」について、協議・検討。

- ・平成25年5月 協働によるまちづくり事業の推進にむけた協働事業提案制度についての提言書を提出。
- ・令和3年3月 協働事業提案制度の改正に向けた提言書を提出。
- ・令和5年4月 協働事業提案制度実施要綱施行の一部改正。

○市民参加及び協働推進委員会の設置

平成25年6月、市において設立目的にあった附属機関としての審議会等の見直しを実施したことから、「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」を廃止し、現在の「富士見市市民参加及び協働推進委員会」が条例に基づき新たに設置された。

2. 富士見市市民参加及び協働推進委員会

(1) 設置目的

富士見市自治基本条例に基づいて、市が市民参加・協働を推進するにあたり、市民活動の実践者の立場から、意見やアドバイス等を得るために設置する。

(2) 活動内容

- ・富士見市自治基本条例の運用状況の協議、検討等
- ・協働事業提案制度による市民提案内容の協議、検討等

(3) 委員構成

- ・公募委員 3名
18歳以上の市内在住、在勤、在学の方
- ・団体推薦委員 7名
構成：地域コミュニティ関係団体 1名、男女共同参画関係団体 1名、
青少年・子ども健全育成関係団体 1名、生涯学習関係団体 1名、
市民ボランティア関係団体 2名、産業関係団体 1名

3. 富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

(1) 設置目的

富士見市自治基本条例に基づく具体的な施策の実施や推進状況の把握、点検を行う。

(2) 活動内容

庁内各課の市民参加、協働の実施状況の把握及び課題の整理

(3) 委員構成

各部、室等の副部長または課長の職にある者 1名 (計11名)